



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 T O W A 株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 西村 永和  
コード番号 6315 (東証・大証 1 部)  
問合せ先責任者 執行役員管理本部長 岸本 昌利  
TEL (075) 692 - 0251

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1、変更の理由

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結できる規定を設けるものであります。

#### 2、変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3、日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 23 年 6 月 29 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 29 日 (予定)

以上

(別紙)

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において、免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において、免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>